

## 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程第4条第2号に規定する同附帯施設演習林（以下「演習林」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この内規において、演習林の「利用」とは、演習林を利用して、教育（原則として三重大学（以下「本学」という。）のカリキュラムに基づく演習及び実習）、調査研究及び一般研修等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 演習林を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生（研究生、科目等履修生を含む。）
- 三 他教育機関の教員・学生・生徒
- 四 一般見学者
- 五 その他演習林長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 本学の休業日（土曜日、日曜日及び国民の祝日等）にあたる場合は、原則として演習林を利用することができない。

2 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が演習林を利用する場合並びに演習林の試験研究等の業務に支障のある場合には、演習林を利用することができない。

(利用の申請)

第5条 演習林の利用を希望する者は、所定の書類に必要事項を記入して、所定の期日までに附属教育研究施設チームへ提出し、演習林長の許可を受けなければならない。

2 利用申請の詳細に関しては、別に定めるものとする。

(利用の調整)

第6条 演習林の利用の調整は演習林長が行う。ただし、少人数の見学の場合は演習林事務室（平倉）が行う。

2 前項の調整過程において、第2条に規定する利用の定義に抵触するおそれがあると判断された利用申請については、演習林運営委員会において審議するものとする。

(利用の許可・不許可及び不服の申立て)

第7条 演習林長は、第5条の規定による利用申請を適当と認めたときは、当該申請者に対して所定の利用許可証を交付するものとする。ただし、利用申請が適当でない判断

した場合は、当該申請者に対して、不許可の理由を明示した所定の不許可理由書を送付するものとする。

- 2 前項において、不許可となった者は、不許可理由書の発行日から14日以内に不服を申し立てることができる。
- 3 前項の不服申立てについては、演習林運営委員会において審議し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(利用期間等の変更及び利用の中止)

第8条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用期間、人数等の変更又は利用の中止をするときは、速やかに附属教育研究施設チーム又は演習林事務室（平倉）へ申し出なければならない。

(宿泊所の使用)

第9条 第3条各号に規定する者は演習林宿泊所（以下「宿泊所」という。）を使用することができる。

- 2 宿泊所の使用については、別に定める三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林宿泊所内規（以下「宿泊所内規」という。）による。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 環境汚染に係る行為は行わないこと。
- 二 動物、植物、微生物、菌類、土石等の採取及び持込みは、原則として行わないこと。
- 三 前号に規定する行為又は地形の変更、機械・施設の設置等を行うときは、所定の利用計画書に記載し、あらかじめ演習林長の許可を受けること。
- 四 火災その他事故の防止に努めること。
- 五 この内規及び宿泊所内規を遵守し、安全確保のために演習林の入林に関する指示に従うこと。
- 六 その他、別に定める三重大学平倉演習林利用の手引きに従うこと。

(利用者の自己責任)

第11条 利用に伴う事故、災害等については、一切の責任を利用者が負うものとする。

(原状回復等)

第12条 利用者は、その責に帰すべき理由により、林地、立木、動物、植物、建物、設備等に損害を与えた場合は、原則として原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 演習林長は、利用者がこの内規及び宿泊所内規に違反し、又は演習林の運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用の許可を取消し、又は利用を停止させることができる。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、演習林の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年1月27日から施行する。